

## 長寿（後期高齢者）医療制度の保険料額決定通知書を送付

平成 20 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を [7 月中旬頃] 送付します。

平成 20 年 4 月から始まりました長寿（後期高齢者）医療制度では、被保険者お一人お一人に保険料をご負担いただきます。保険料額は平成 19 年中の所得に応じて計算しています。

### <保険料の計算方法>

①所得割額 (19 年中の総所得金額等※ - 330,000 円) × 8.07% + ②均等割額 43,924 円 = ①+② 20 年度保険料額 (最高限度額 50 万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

19 年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合には均等割額が軽減されます。

### <保険料のお支払い方法について>

#### 4 月から特別徴収（年金からのお支払い）されている方

平成 20 年度保険料額から 4・6・8 月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額が、10・12・2 月に分けて特別徴収されます。100 円未満の端数は 10 月分で徴収されます。ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替等でのお支払い）に変わる場合があります。

#### 制度に加入する直前に被用者保険（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方

9 月までは軽減措置により保険料は徴収されません。10 月から平成 21 年 3 月までの間に軽減後の額（2,196 円）が特別徴収、又は普通徴収により徴収されます。

※ 被用者保険の被扶養者だった方から保険料が仮徴収された場合は、後日差額還付されます。

#### 上記以外の方

7 月から普通徴収（納付書や口座振替等でのお支払い）でお支払いいただくこととなります。普通徴収の納期は 7 月から翌年 3 月までの毎月 9 回です。ただし、普通徴収の方でも 10 月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際には、特別徴収に関する通知書を事前にお送りします。

特別徴収の対象となる年金額が年額 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が特別徴収の対象となる年金額の 2 分の 1 を超える場合などは、特別徴収されず、普通徴収でお支払いいただくこととなります。

なお、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となる時、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができます場合があります。詳しくは広域連合事務局か国保健康課にご相談ください。

【問合せ先】 国保健康課 ☎④8721 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021（保険料計算に関すること）

## 地上デジタル放送 自主共聴施設の受信点調査(NHK) 実施

地上デジタル放送を共聴施設で受信するためには、共聴のデジタル改修に先立ち、受信点等での地上デジタル放送受信可否の調査が必要です。こうした事前の受信点調査を平成 21 年度まで、NHK が無償で実施いたします。

調査を希望される団体は、市役所 3 階 経営戦略室を窓口として「テレビ共同受信施設の地上デジタル導入のための受信点等調査依頼書」に、必要事項を記入のうえ、お申込みください。

（依頼書はホームページからもダウンロード可能です。  
http://www.city.kasai.hyogo.jp）

【問合せ・申込先】 経営戦略室 ☎④8700

地上デジタル放送対応機器であるかどうかは、このマークを目印に ▶



## 7 月 1 日から新しい福祉医療費受給者証にかわります

次の資格要件を満たし、平成 19 年中の所得が別表の所得制限以下の方には、7 月からご使用いただく福祉医療費受給者証を 6 月下旬頃に郵送します。（母子家庭等に該当される方には現況届を中旬頃に郵送します。）

7 月からは、必ず新しい医療費受給者証と健康保険証を病院、診療所の窓口に掲示してください。

### <資格要件>

老人	満 65 歳～69 歳で、市民税非課税、かつ一定以上所得者の家族でない方
重度障害者	70 歳未満の身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A 判定、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（70 歳以上の方には受給者証が交付できないため、後日申請により償還払いとなります。）
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入されている方で、身体障害者手帳 1・2 級及び療育手帳 A 判定、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
母子家庭等	満 18 歳未満（高校卒業まで）の母子家庭及び父子家庭の親と子、及び満 18 歳未満の遺児
乳幼児等	小学校 3 学年までの乳幼児等

### <所得制限>

区分	福祉医療所得制限限度額			自己負担
	扶養親族の数（人）	受給者本人（円）	受給者の配偶者及び扶養義務者（円）	
老人	市民税非課税、かつ一定以上所得者の家族でないこと。			2 割（低所得者は 1 割）
重度障害者 高齢重度障害者	0	3,604,000	6,287,000	1 医療機関あたり 1 日 500 円を限度に月 2 回までの負担（低所得者は 1 日 300 円×月 2 回まで）
	1	3,984,000	6,536,000	
	2	4,364,000	6,749,000	
母子家庭等	0	1,920,000	6,962,000	1 医療機関あたり 1 日 500 円を限度に月 2 回までの負担（低所得者は 1 日 300 円×月 2 回まで）
	1	2,300,000		
	2	2,680,000		
乳幼児等	3	3,060,000		
	—	所得制限なし		負担なし

【問合せ先】 国保健康課 ☎④8721

## 業務のあり方を再検討。「事業仕分け」の委員募集

市では、現在、改革マニフェストに基づき、様々な改革に取り組み、着実に成果を上げています。市役所の「業務改善」の一環として、8/9（土）福祉会館にて「事業仕分け」を開催いたします。

その仕分け作業を行っていただく「仕分け委員」を募集します。

### 事業仕分けとは？

行政改革の手法の一つで、現在、市が実施している事務や事業について、「本当に必要か」「事業はどこが行うべきか」「民間に任せてもできるのでは」「やり方を変えるべきでは」といった視点で、業務のあり方を、今一度、根本から検討しなおすものです。

事業仕分けは「外部の方」に参加いただき、「公開の場」で行います。

### 仕分け委員募集要項

募集人員：3 名

資格：市内在住の 20 歳以上の方で、行政改革や加西市の実施する事業に関心をお持ちの方

募集期間：7/7（月）まで

応募方法：A4 用紙に、①住所②氏名③年齢④電話番号と、応募動機を 400 字程度にまとめ、ファックス、E-mail、または郵送にて下記まで応募してください。

応募先：〒675-2395 加西市役所 経営戦略室

E-mail keiei@city.kasai.hyogo.jp

FAX 0790-43-1800

【問合せ先】 経営戦略室 ☎④8700